

平成27年度ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規制対象品（ガス用品及び液化石油ガス器具等）試買テスト結果の概要

平成28年12月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

ガス事業法（昭和29年法律第51号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号、以下「液石法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任でガス用品及び液化石油ガス器具等に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該ガス用品にあつてはPSTGマーク¹、当該液化石油ガス器具等にあつてはPSLPGマーク²を表示して販売することができます。

規制当局として、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場で流通しているガス用品、液化石油ガス器具等を購入し、「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて検出された基準に適合しない事案については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導するとともに、その内容を公表しています。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

2. 試買テストの調査項目

（1）ガス用品

①ガス事業法第39条の10に基づく技術基準への適合状況の確認

試買したガス用品の技術基準適合性を確認する。

②ガス事業法第39条の12に基づく表示の確認

PSTG表示の妥当性を確認する。

¹PSTGマーク：特定ガス用品 、特定ガス用品以外のガス用品 

²PSLPGマーク：特定液化石油ガス器具等 、特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等 

(2) 液化石油ガス器具等

①液石法第46条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した液化石油ガス器具等の技術基準適合性を確認する。

②液石法第48条に基づく表示の確認

PSLPG表示の妥当性を確認する。

3. 試買テストの結果

(1) 試買テストの対象

ガス用品（8品目）及び液化石油ガス器具等（16品目）として指定されている規制品目（合計24品目）を対象としている。

平成27年度の試買テストは、ガス用品2品目（4機種）、液化石油ガス器具等4品目（24機種）に対して行いました。

○平成27年度試買テストの内訳

①ガス用品

No.	品目名	機種数
1	開放燃焼式ガスストーブ	2機種
2	ガスこんろ	2機種

②液化石油ガス器具等

No.	品目名	機種数
1	カートリッジガスこんろ(分離型)(※)	8機種
2	開放式ストーブ	5機種
3	一般ガスこんろ	3機種
4	対震遮断器	8機種

(※)カートリッジガスこんろのうち、液化石油ガスを充てんした容器と燃焼器とを硬質管以外の管によって接合する構造のもの。

(参考) 報告書の詳細は、以下のリンク先で参照できます。

平成27年度規制対象製品の試買テスト報告書

(ガス用品及び液化石油ガス器具等に係る技術基準適合性等確認)

(http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/H27FYshibai_gas_lpg_eq.pdf)

(2) 試買テスト結果の概要

全28機種中、カートリッジガスこんろ（分離型）1機種及び開放式ストーブ1機種について、技術基準に適合しないことが確認された。（詳細は、平成27年度規制対象製品の試買テスト報告書の別添を参照。）

なお、確認された不適合の事案については、直ちに消費者に危害を及ぼすものはなかった。

4. 不適合が確認された事案に対する対応

今回の試買テストで不適合が確認された事案については、管轄する経済産業局が届出事業者にその内容を通知し、是正措置、再発防止対策を確認の上、改善指導等を行っている。

また、届出事業者に対しては、必要に応じて、再発防止のための是正策が適切に行われているかについて、法令遵守状況のフォローアップも行うこととしている。